

社会福祉法人佐賀整肢学園役員等報酬規程

(平成 29 年 1 月 30 日議決)

令和 5 年 6 月 29 日最終改正

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人佐賀整肢学園（以下、「当法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び会計監査人等（以下、「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員等とは、当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等をいう。

3 非常勤役員等とは、当法人職員ではなく、職員給与の支給を受けていない役員等をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等への報酬等の支給については、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職慰労金を支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び在職期間に応じた退職慰労金を支給する。

2 役員等の職を兼務している場合、前項第 2 号に規定する報酬及び退職慰労金については、主たる職に対して支給することとし、重複した支給は行わない。

(報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表 1 に定める額

(2) 退職慰労金については、別表 2 に定める額

2 役員等の職が変更となった場合、前項第 2 号に規定する退職慰労金の在職期間については、前職からの期間を通算することができる。

3 電磁式会議システム等による会議出席については報酬を 10,000 円、書面決議による会議出席については報酬を 5,000 円とする。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席並びに法人及び施設業務に従事した都度、現金にて支給する。

(報酬の総額)

第 6 条 定款第 8 条及び定款第 22 条に定める、評議員及び役員の一人名あたりの各年度の報酬の総額は、次のとおりとする。

(1) 評議員 200,000 円以内

(2) 役員 2,000,000 円以内

(費用弁償)

第 7 条 役員等が法人及び施設業務を行う場合又は旅行の依頼を受けた場合の費用弁償としての旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、その旅費は職員として受ける旅費に相当する額とし、各施設の旅費規程に基づき

支給する。

(2) 非常勤役員等については、別表3に定める額とし、旅費の支給等については、「佐賀整肢学園こども発達医療センター職員の旅費に関する規程」の例による。

2 役員等の職を兼務している場合、前項第2号に規定する旅費については、主たる職に対して支給することとし、重複した支給は行わない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成29年1月30日議決）

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人佐賀整肢学園役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程（平成14年3月22日議決）は廃止する。
3. 役員手当支給に関する規則（昭和38年6月27日議決）は廃止する。

附 則（令和2年6月24日議決）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表2の改正

附 則（令和3年6月29日議決）

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

第4条の改正

附 則（令和5年6月29日議決）

この規程は、令和5年6月29日から施行する。

第6条の改正、別表1の改正

別表1（第4条関係：非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分		日額
評議員会への出席		25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	複雑（長時間）なもの	25,000円
	やや複雑なもの	20,000円
	通常	15,000円
	簡易（短時間）なもの	10,000円

(2) 理事

区分		日額
理事会等会議への出席		25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	複雑（長時間）なもの	25,000円
	やや複雑なもの	20,000円
	通常	15,000円
	簡易（短時間）なもの	10,000円

(3) 監事

区分		日額
理事会及び監事監査等への出席		25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	複雑（長時間）なもの	25,000円
	やや複雑なもの	20,000円
	通常	15,000円
	簡易（短時間）なもの	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	25,000円

(5) 会計監査人

区分	日額
監査報酬	理事会において定められた額
上記の他、法人及び施設業務への従事	上記に含めるため支給しない

(6) 理事長から特に出席の依頼を受けた者

区分	日額
法人及び施設業務への従事	理事長が別に定める額

別表 2（第 4 条関係：非常勤役員等の退職慰労金）

(1) 評議員

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円に、在職期間 8 年を超える年数（1 年未満の月数は繰り上げる）に 10,000 円を乗じた額を加算した額とする

(2) 理事

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円に、在職期間 8 年を超える年数（1 年未満の月数は繰り上げる）に 10,000 円を乗じた額を加算した額とする

(3) 監事

区分	退職慰労金額
在職期間 4 年以内	30,000 円
在職期間 4 年超 8 年以内	50,000 円
在職期間 8 年超	100,000 円に、在職期間 8 年を超える年数（1 年未満の月数は繰り上げる）に 10,000 円を乗じた額を加算した額とする

別表 3（第 7 条関係：非常勤役員等の旅費）

区分	交通費		日当 (1 日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
	車賃 (1km につき)	公共交通機関		甲地方	乙地方
理事長	3 7 円	佐賀整肢学園こども発達医療センター職員の旅費に関する規程に基づき支給	3, 3 0 0 円	1 6, 5 0 0 円	1 4, 9 0 0 円
役員（理事長を除く）	3 7 円		3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円
評議員 評議員選任・解任委員	3 7 円		3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円
出席又は旅行の依頼を受けた者	3 7 円		2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円
会計監査人	支給しない				